

番 号 : 19a01226

国 名 : エチオピア国

担当部署 : 産業開発・公共政策部 民間セクターグループ 第二チーム

件 名 : 企業競争力強化のための包括的支援体制構築プロジェクト詳細計画策定調査(カイゼン)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : カイゼン
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2020年4月中/下旬から2020年7月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.65M/M、現地 0.67M/M、合計 1.32M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 整理期間
 7日 20日 6日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 3月18日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町 5 番地 25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)
(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年3月31日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 11点
 - ③語学力 18点

- ④その他学位、資格等 16点
 ⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション -点
 (計100点)

類似業務：	カイゼンを含む企業競争力向上支援に関する各種業務
対象国／類似地域：	エチオピア／全途上国
語学の種類：	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
 (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

エチオピアでは、2000年代初頭から2桁の経済成長を達成しているが、産業別のGDP内訳を見ると、第1次産業及び第3次産業がそれぞれ40～50%を占めるのに対し、第2次産業は10%程度に留まり、特に製造業は5%程度と、所得水準が同程度の国々と比較しても低い状況にある。このような製造業の立ち遅れに加え、その品質や生産性の低さが、輸出振興や国内外からの投資促進の障壁となっており、持続的な経済成長や貧困削減に向けて、品質・生産性向上による競争力強化は不可欠となっている。

日本の品質・生産性向上の理念や手法としての「カイゼン」に強い関心を示したエチオピア政府は、「品質・生産性向上計画調査」(2009～2011年)の実施後、カイゼン活動の展開のため、エチオピア・カイゼン機構(EKI)を設立した。その後も「品質・生産性向上(カイゼン)普及能力開発プロジェクト」(2011年～2014年)に続き、EKIを核としたカイゼン普及体制を通じ、民間および公的セクターにおけるカイゼン活動を実施できる産業人材を育成するための技術協力、「品質・生産性向上、競争力強化のためのカイゼン実施促進能力向上プロジェクト」(2015年～2020年)を実施している。現フェーズによって、ベーシックレベルのカイゼンだけでなく高度なカイゼン・サービスが提供される基盤が出来上がり、長年のベスト・プラクティスの標準化とEKIのマネジメント能力強化が進み、EKIを中心にカイゼン活動が国レベルで促進されるための体制が確立しつつある。実際には、高度な(中級レベル)カイゼン研修に参加した研修生数は68名、In Company Training(ICT)企業数は31社にのぼり、マネジメントスキル研修を傘下企業17社、計47名の経営幹部・管理者を対象に実施した。また、カイゼン・サービスの質を担保するためコンサルタント資格制度(CARS)を運営しはじめ、現在約30名が取得に至っている。

他方、コンサルタントが包括的なカイゼンについてのさらなる理解を深め、工場の1ラインではなく会社全体を対象とするカイゼンサービスが提供できる能力の向上が求められている。加えて、一般的なカイゼンだけではなく、企業のビジネスマネジメント能力(マーケティングや財務管理等)、商品の質やクリエイティビティ、成長を促すイノベーションを向上させるサービスの提供が課題であり、その解決のために次期フェーズとして「企業競争力強化のための包括的支援体制構築プロジェクト」が要請された。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に理解の上、調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

なお、今次調査では個別分野に係る調査を行うコンサルタント団員として「ビジネス・デベロップメント・サービス（以下、BDS）」団員と「カイゼン」団員を派遣する。

① ビジネス・デベロップメント・サービス(BDS)

BDS 提供の実施状況や関係機関の活動や関係性についての情報収集と要望・課題の分析を行い、「カイゼン」団員と協力し、新規案件における包括的な企業支援体制構築方針を検討した上で、詳細計画策定調査報告書（案）（BDS 部分）を作成するとともに、同報告書全体のとりまとめを行う。

② カイゼン

カイゼン・サービス提供の実施状況やステイクホルダーについての情報収集と要望・課題の分析を行い、「BDS」団員と協力し、新規案件における包括的な企業支援体制構築方針を検討した上で、詳細計画策定調査報告書（案）（カイゼン部分）を作成するとともに、同報告書全体の作成を支援する。

具体的な業務内容は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2020年4月中/下旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、エチオピア政府作成の関連報告書、国際学力調査報告書、学術論文等を参照し、エチオピア国企業競争力強化のための支援の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた当該分野の協力の概要を、カイゼン、BDS 両案件を実施中のコンサルタントからヒアリングを行い、整理・分析する。また、「企業の成長を目的とした BDS 強化プロジェクト」で試行中の MSMEs コンサルタント資格、「品質・生産性向上、競争力強化のためのカイゼン実施促進能力向上プロジェクト」にて運営されているコンサルタント資格制度（CARS）の内容（指導対象企業や指導内容等）を把握した上で、両資格制度の最適な活用方法について検討する。
- ② JICA 産業開発・公共政策部及びエチオピア事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理して調査方針（英文）としてまとめるとともに、(2) ①～⑥を踏まえつつヒアリング先への質問票（英文）を作成する。
- ③ 調査方針（英文）を作成し JICA 産業開発・公共政策部による確認ののち提出する。併せて、JICA エチオピア事務所にもデータを送付する。

(2) 現地業務期間（2020年5月上/中旬～2020年5月中/下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA エチオピア事務所調査方針を説明し、業務計画の承認を得るとともに、C/P 機関にも説明する。
- ② 「品質・生産性向上、競争力強化のためのカイゼン実施促進能力向上プロジェクト」と「企業の成長を目的とした BDS 強化プロジェクト」に関わるエチオピア・カイゼン機構（EKI）やエチオピア関係機関（国家公務員委員会、公共サービス人材開発省、商工省、科学高等教育省、連邦職業技術教育訓練長等）に対し、エチオピアにおける産業競争力強化のための企業支援に関する

情報収集、ヒアリングを行い、産業育成に関する政策及びその実施状況を把握する。

- ③ 現フェーズ「品質・生産性向上、競争力強化のためのカイゼン実施促進能力向上プロジェクト」でコンサルティングが実施された企業を訪問をし、EKIのコンサルタント等関係者からのヒアリングを通して、現場の状況を理解する。
- ④ エチオピア・カイゼン機構（EKI）が今後東アフリカ地域でのカイゼン活動を広める役割を担うために必要なこと（マネジメント能力の強化等）を分析し、新規案件で対応すべき対策について、エチオピア・カイゼン機構(EKI)にヒアリングし、分析する。
- ⑤ 「品質・生産性向上、競争力強化のためのカイゼン実施促進能力向上プロジェクト」で運営されているコンサルタント資格制度（CARS）、「企業の成長を目的とした BDS 強化プロジェクト」にて試行中の MSMEs コンサルタント資格の両資格制度の活用方法(案)を踏まえ、プロジェクト関係者からのヒアリングをもとに追加的な検討を行った上で、エチオピア政府関係者との協議を行う。
- ⑥ 上記調査結果を踏まえて、現在の状況と課題、課題を解決するための新規案件で取り組むべきアクションについて考察し、現地業務結果報告書（和文）をまとめる。JICA エチオピア事務所に現地業務結果報告書を提出し、現地業務結果を報告する。

（3）国内整理期間（2020年6月上/中旬）

「BDS」団員と協力し、詳細計画策定調査報告書案（特にカイゼン部分）（和文）を作成するとともに、業務完了報告書（和文）を JICA 産業開発・公共政策部に提出し、報告する。報告書内容は、BDS とカイゼンにかかるサービスデリバリーの現状と課題、また JICA の考えを踏まえた上で、課題を解決するために新規案件で取り組むべきアクションについての考察を含むものとする。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（1）調査方針（英文）3部と

現地派遣期間中に実施する調査内容を関係者と共有するために作成。調査の具体的内容（案）などを記載。

電子データと併せて、英文3部を提出（JICA 産業開発・公共政策部、JICA エチオピア事務所による承認用各1部、C/P 機関への説明用1部）

（2）詳細計画策定調査報告書案（和文2部）

「BDS」団員と共に調査結果を取りまとめ、報告書案として提出する。電子データを併せて、和文2部（JICA 産業開発・公共政策部、JICA エチオピア事務所へ各1部）

（3）業務完了報告書（業務完了届）（和文1部）

2020年6月17日までにJICA産業開発・公共政策部へ提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田⇒ドバイ⇒エチオピアを標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は、2020年5月5日～2020年5月24日頃を予定していますが、若干スケジュールが変更になる可能性があります。なお、本業務従事者は、JICA調査団員と1週間程、現地調査を一緒にする予定です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) BDS (コンサルタント)

エ) カイゼン (コンサルタント)

④ 便宜供与内容

当機構エチオピア事務所（またはプロジェクトチーム）による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿泊手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 現地日程のアレンジ

フィールド踏査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行

オ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供

(2) 参考資料

① 本案件の関連情報は、ウェブサイト上で公開されています。

ア) エチオピアの概要

・ エチオピア | 各国における取組み - JICA

イ) カイゼン

・ 品質・生産性向上計画調査

・ 品質・生産性向上（カイゼン）普及能力開発プロジェクト

・ 品質・生産性向上、競争力強化のためのカイゼン実施促進能力向上プロジェクト

ウ) ビジネスデベロップメントサービス

・ BDSプロジェクト

② 本業務に関する以下の資料を、当機構産業開発・公共政策部民間セクターグループ(ilgps@jica.go.jp)で配布します。

- エチオピア国品質・生産性向上、競争力強化のためのカイゼン実施促進能力向上プロジェクトについてのプロジェクト事業進捗報告書(その4)
- エチオピア国企業の成長を目的としたBDS強化プロジェクトについてのプロジェクト事業進捗報告書(その1)と関連資料

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

・ タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」

・ 本文: 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 複数従事者の提案禁止

業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAエチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④ 適用約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上